

令和7年7月31日

報道機関 各位

いわき市妊婦にやさしい遠方出産支援事業について

市では、遠方で出産する妊婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、移動にかかる交通費及び宿泊費の助成を行う「妊婦にやさしい遠方出産支援事業」を令和6年10月1日より実施していますが、今般、遠方で妊婦健診を受診する妊婦を新たに助成対象者へ追加しましたので、お知らせします。

1 実施日

令和7年8月1日（金）

※ 同年4月1日に遡り適用

2 対象者

住所地（里帰り出産の場合、里帰り先の住所）から最も近い産科医療機関等（医学的な理由等により、周産期母子医療センターで妊婦健診を受診する必要がある場合、住所地から最も近い周産期母子医療センター）まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦等

3 助成内容

交通費（市の旅費規程に準じて算出した額の8割。上限：往復14回）

4 申請場所

各地区保健福祉センター 健康係

5 その他

- ・ 詳細は、別紙案内チラシのとおり
- ・ 妊婦健診では、宿泊費は対象となりません

（事務担当）

こども家庭課 母子保健係

電話 0246-27-8597

～ 遠方で妊婦健診または出産をされるみなさまへ ～

いわき市では、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、「遠方で妊婦健診を受診する際の交通費」、「遠方で出産する際の交通費及び入院前の宿泊費」の一部を助成します。

以下に該当する方につきましては、必要書類を揃えた上で、申請してください。

対 象 者	◎妊婦健診にかかる対象者 ① 住所地（里帰り出産の場合、里帰り先の住所）から<u>最も近い産科医療機関等（医学的な理由等により、周産期母子医療センターで妊婦健診を受診する必要がある場合、住所地から最も近い周産期母子医療センター）まで60分以上の移動時間</u>を要する妊婦。 ② 妊婦健診を受診することができるが分娩の取り扱いがない産科医療機関等が60分以内にある妊婦であって、<u>妊娠後期（概ね妊娠32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、住所地から最も近い分娩取扱施設まで60分以上の移動時間</u>を要する妊婦。 ※ 妊婦健診時にいわき市に住民票がある妊婦が対象です。 ◎出産にかかる対象者 ① 住所地（里帰り出産の場合、里帰り先の住所）から<u>最も近い分娩取扱施設（医学的な理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある場合、住所地から最も近い周産期母子医療センター）まで60分以上の移動時間</u>を要する妊婦。 ② 妊婦本人が上記に該当し、出産の際の入院前に、<u>妊婦の支援のために同じ宿泊施設等に宿泊した同行者1名</u>。 ※ 出産時にいわき市に住民票がある妊婦が対象です。
必 要 書 類	① 申請書（ホームページ掲載、窓口にも備え付けています。） ② 母子（親子）健康手帳など（妊婦健診日、出産日及びその施設が確認できるもの） ③ 該当する分娩取扱施設（産科医療機関等）までの移動が60分以上かかることがわかる検索サイトやアプリ等の画面コピーなど ④ 領収書（タクシー、宿泊費など） ⑤ 振込先等がわかる通帳など ✓詳しくは、市公式ホームページをご確認ください 
助 成 内 容	◎妊婦健診にかかる助成 ① 交通費（市の旅費規程に準じて算出した額の8割） ※ 高速料金、タクシー料金、宿泊費は、対象外となります。 ※ 上限：往復14回（条件により往復7回）  ◎出産にかかる助成 ① 交通費（①タクシー：実費額の8割 ②その他の交通手段：市の旅費規程に準じて算出した額の8割） ※ 高速料金は、対象外となります。 ② 宿泊費1（妊婦1人につき、実費額（市の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、1泊当たり2,000円を控除した額を、14日分まで） ③ 宿泊費2（妊婦の支援のために同行者（妊婦1人につき 同行者は1人まで）が同じ宿泊施設に宿泊した場合、実費額（市の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、1泊当たり2,000円を控除した額を、14日分まで） ※ 宿泊費は、<u>入院の前日分まで</u>が対象となります。
申 請 場 所	お住いの各地区保健福祉センター 健康係 の窓口